

陸上自衛隊V-22オスプレイの与那国駐屯地における
機体の一部損傷について

このことについて、防衛省北関東防衛局から、下記のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

なお、立川飛行場周辺自治体連絡会は、下記のとおり口頭要請を行いましたので、併せてお知らせします。

記

1 情報提供内容（1）

別紙のとおり

2 情報提供内容（2）

- ・ 本件事案の詳細については現在確認中ですが、陸上自衛隊V-22オスプレイによる飛行は、飛行の安全が確認されてから行う考えです。
- ・ 今回の事案を受け、陸上幕僚監部として、事故調査委員会を立ち上げ、事案の詳細について確認を進めています。

3 口頭要請内容

(1) 要請日

令和6年10月29日（火）

(2) 要請先

北関東防衛局長

(3) 要請内容

令和6年10月27日に、陸上自衛隊第1ヘリコプター団所属の航空機V-22オスプレイ1機が、令和6年度日米共同統合演習（KS25）における訓練で沖縄県にある与那国駐屯地を離陸しようとしたところ、機体が左右に揺れた不安定な状況となり、左翼下部が地面と接触し、機体の一部が損傷したため、飛行を中止し、駐屯地内に着陸しました。陸上自衛隊V-22オスプレイは立川飛行場への訓練も実施されていることから、機体の一部が損傷するに至った事態については、周辺住民に不安を与えるものです。

貴職においては、このような状況を十分に認識され、次のとおり対応するよう要請します。

- 1 今回の事故の経緯、原因及び再発防止策を踏まえた対応策を明らかにすること。
- 2 陸上自衛隊V-22オスプレイの点検整備を強化するとともに、安全確保の徹底を図ること。
- 3 原因が判明し、再発防止策がとられるまでの間は、陸上自衛隊V-22オスプレイの飛行を見合わせること。
- 4 上記1及び2に関する情報を立川飛行場周辺自治体に速やかに提供すること。
- 5 陸上自衛隊V-22オスプレイに対する立川飛行場周辺住民の不安に対し、国の責任において丁寧な説明を行うこと。

<http://www.mod.go.jp/js/>

(お知らせ)



令和6年10月27日
統合幕僚監部

陸上自衛隊機の与那国駐屯地における機体の一部損傷について

令和6年10月27日(日)11時38分頃、陸上自衛隊第1ヘリコプター団所属の航空機(V-22×1)が、令和6年度日米共同統合演習(KS25)における訓練のため与那国駐屯地を離陸しようとしたところ、機体が左右に振れた不安定な状況となり、左翼下部が地面と接触し機体の一部が損傷したため、飛行を中止し、駐屯地内に着陸したことから、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 日 時
令和6年10月27日(日) 11時38分頃
- 2 場 所
陸上自衛隊 与那国駐屯地(沖縄県八重山郡与那国町)
- 3 所属及び航空機
陸上自衛隊 輸送航空隊 V-22 91705号機
- 4 民間への被害
なし